

関東地方における土地分割と親族関係

小野 博史

— 埼玉県鶴ヶ島市のイツケについて

一 問題の所在

キーワード… 関東地方 近世前期 土地分割 同族 イツケ

本稿は埼玉県鶴ヶ島市のイツケと呼ばれる親族関係を、現在の民俗とともに歴史史料を用いて分析し理解する試みである。イツケは埼玉県内に限らず関東地方に広く認められる。管見の範囲ではイツケを扱ったまとまった論はないものの、市町村史に多くの報告が記されている。和光市史に示された中込陸子によるイツケの分析はもともと精緻な成果であるといえる。中込は和光地域の聞き書き資料を元に、イツケを「認識される限りで同じ本家から分かれていった分家、孫分家のすべてが含まれている」とした〔中込 一九八三 九五〜九六〕。そして現在のイツケの事例を、系譜関係の相互認知があり強固な集団となっているもの、および系譜関係の相互認知やその交際範囲にずれがありながら多くの家々を含むものの二つに分類した。さらに後者と前者のタイプとの関係を、後者が前者を内部に含んでいたものが、時間の経過とともに個々の本分家関係を中心として前者の範囲が拡散してゆくものとして理解した〔同書 一一一〜一一七〕。

これまで行われた研究や報告では中込の分析に限らず、現在の聞き書き資料を元に、イツケを本分家の系譜関係と関連

させて理解させたものは多い。それらは中込が示したイツケ理解同様、本分家の系譜関係によって結ばれた集団という理解の中に、時間経過を含んでいる。言い換えれば現在の聞き書き資料のみから、歴史的経過を組み立てているのである。現在の聞き書き調査を基礎として本分家関係のモデルを構築して理解することは通説となっているが、このような傾向には少なからず問題があるといえる。

この点を考える上でまず確認しておきたいのは、本分家関係および同族という術語についてである。同族の研究は有賀喜左衛門と喜多野清一による議論を中心として展開されたといつてよいであろう。有賀は同族関係の本質を本分家間の主従的身分関係にあるとした〔有賀 一九七一 三八〕。他方、喜多野は本分家間の系譜関係が本質であるとし〔喜多野 一九五一 一七六、一七七〕、これが議論の対立点となった。しかし長谷川善計が指摘するように、両者の議論ではともに同族の構成単位は一子相続や長子単独相続の家として理解されており〔長谷川 一九八二 三二〕、家の分割が上下・主従の関係である本分家関係を生み出すものとする点も共通している。たとえば喜多野は同族の単位たる家を、「普遍的」な単位である「小家族」を含みながらも、家長制的な権威と権力をもつ家長によって統制されたものと規定する。その上で、分家は「本家家長権の分割」であると同時に「本家家長権に下属するもの」とした〔喜多野 前掲書 一八〇、一八一〕。本分家の系譜関係および同族という術語は、一子相続や長子単独相続の家の存在が前提となっており、さらには家の分割は上下・主従の本分家関係を成立させるという意味内容をも含んでいたのである¹⁾。

以上のような家と同族理解を現在の民俗に当てはめて理解することには、いくつかの問題点が存在する。第一には同族を構成する単位である家を、一子相続もしくは長子相続によるものとして理解する点である。それに対してこれまでの歴史学では近世前期の農民にあつては分割相続に伴う土地分割が広く認められたとされる。さらに土地分割によって創設された家同士は、経営規模をほぼ同じくするとされ、その関係は上下・主従とはならないと考えることができる²⁾。したがって、姓を同じくする家々の関係について、その展開過程の検討を行うことなく、単に上下・主従の意味内容を持つ同族として理解することには問題があるといえる。

第二に分割相続を経た家同士に本分家という系譜認識が見られたか否かが問題となる。近世前期の農民の相続を検討した従来の研究では、分割された家同士に本分家の認識が認められるものが少なくない。近世前期の分割相続を経た家同士にも本分家の区別は明確に行われていたとする見解も見られる。³⁾しかし近年福田アジオや森謙二による関東地方の族制を対象とした分析では、近世前期の家の分割が、むしろ系譜関係を不明確にしたとする見解も示されている。⁴⁾

以上の研究をふまえるならば、土地分割の具体的な姿を検討することなく、同姓の家々によって構成される親族関係を、単に同族および本分家の系譜関係という術語から理解することには問題があるといえる。民俗学においても、分割相続との関連において族制を検討することは行われている。平山和彦は均分相続の習慣のある地域において本分家関係を見いだせぬ事例について、それを同族と理解すべきではないと指摘している。⁵⁾「平山 一九七六 一〇五―一〇七」。また福田は南関東のジミョウおよび地親類を対象とした研究において、近世前期における土地の均等分割の過程を詳細に検討し、均等分割の結果としてジミョウ・地親類が、同族とは異なるものとして登場し、現在まで継承されていることを明らかにした。⁶⁾近年では上野和男が同族に対して同類の概念を提示している。上野は同族を「本家分家関係が明確で、しかも本家分家間の上下関係が顕著に認められる祖先中心的親族組織」とし、対して同類を「祖先を共通にしながらも、本家分家関係が不明確で、かつ対等的な関係を持つ祖先中心的親族組織」とする。「上野 一九九七 九九」。そしてその双方の違いの要因として、財産の分割の割合に注目し、同族においては「従属的分家」が、同類においては「対等的分家」として創設されるとする。「同書 一〇三」。しかし、多くの研究・報告は本分家関係もしくは同族という分析概念を通して位置づけるにとどまっている。

先に述べたように、本分家の系譜や同族という術語は、一子相続や長子単独相続の家を前提とした概念であり、そのような性格の家の分割により、上下・主従の本分家の系譜をともなつて成立するとしているのである。そして本稿で触れる関東のイツケはこのような意味内容を持つ本分家の系譜や同族の概念に即して理解され、それが通説となってきたのである。その一方、近年の研究の成果から明らかかなように、近世前期には家の相続・継承の形態としては分割相続が広く認め

られ、その結果として生じる系譜関係も、不明確なものや上下・主従の本分家の系譜関係を伴わないことが推測されるのである。したがって族制の分析に際して、土地分割の様相を明らかにし、さらにそれが現在の族制とどのように関連しているのかについて検討することには一応の意義があるといえよう。

本稿の調査地の位置する関東地方の本分家関係については、以前から上下主従の系譜関係を伴わない点が指摘されてきた。蒲生正男は全国的な村落の類型化を試みた論考において関東地方の族制について、本分家の関係は分家が本家に従属するのではないとし、本分家の集団を示す語が認められるものの、「家連合として強固な、かつ封鎖的なものではない」と指摘する〔蒲生 一九七八 四一〜四二〕。また本稿の事例と同じく埼玉県内の富士見市の報告には、同一のイツケとされながらその系譜関係が不明確な事例が報告されている〔景山 一九九一 六八〕。

本稿で検討するイツケについては、当地では本分家の関係でつながる家々であるとの説明が聞かれる。しかしその一方で同じイツケであるとしながらも、本分家が明確でないものが多い。イツケの交際は冠婚葬祭における互助に限られており、関係は対等なものである。本分家関係が明確な家々にあつては意識の上で上下・主従はあるものの、経済的に依存する関係は見られない。蒲生が示した関東地方の村落における族制の特徴を備えている。本稿の事例についても、典型的な東北型の同族とは異なり、分割相続とそれによる上下・主従の本分家の系譜を伴わない関係を視野に入れて分析を進めるべきといえる。

なお当地では、異姓の婚姻を契機とした血縁関係にある家も含めて、イツケであるとする説明も聞かれる。イツケを同姓に限るか異姓を含めるかは、話者によつて異なり、また場合によつては同一の話者でも双方の説明がなされる場合もある。ただしイツケを同姓の家と限る説明をする家でも、異姓の家とも「イツケ同様につき合う」とされ、実際の交際のあり方は、同姓の家々に特に異なる交際は認められない。したがって当地のイツケを、同姓の家々の集団として把握することは困難である。

しかし本稿ではイツケとされる家々が、近世前期およびそれ以降の家の成立過程とどのように関連しているのかを中心

に見てゆく。その結果として記述の対象は同姓の家に限定されることとなる。無論、異姓の家を含めた意味内容に即して、イツケを分析することが求められるが、これについては別稿にて述べる。

本稿ではまず、史料を用いて近世前期の土地分割のあり方を見てゆく。その上で土地分割を経た家同士の関係が、現在に何らかの関係を有しているのか否かを見てゆく。さらに現在同じイツケとされる家々が実際にどのように創設されてきたのかを示し、イツケが近世前期の土地分割とどのように関連しているのかを示す。しかし、現在のイツケには明治以降に分家として創設された家も含まれている。そこで明治以降に創設された家々とイツケの関連についても併せて検討し、近世前期および明治以降の土地分割のあり方と現在のイツケとの関連について明らかにしたい。

二 近世前期の土地分割と現在の社会関係

(一) 地域概観

埼玉県鶴ヶ島市は埼玉県のほぼ中央に位置する。東京都内に通ずる東武東上線、関越自動車道が市内を通っていることもあり、近年の発展には目をみはるものがある。地域の人口は、昭和三〇年代より急激な増加傾向にある。これはこの時期に団地、宅地などの大口の転入者受け入れ態勢が整ったことによるものであり、また以降開発が進められたためである。ただし市内全域に急激な人口増が見られる訳ではない。市街化調整区域に指定された地域については、人口の増加は少ない。本論の調査地である三ツ木地区はそのうちの一地域である。

近世前期の三ツ木は後掲する検地帳および名寄帳から、慶安元年（二六四八）三〇名、寛文五年（二六六五）四四名、そして元禄四年（一六九一）に五二名へ名請人が増加傾向にある。明治一七年（一八八四）の戸籍では四九戸であるから、近世前期末以降明治まで、家数はほぼ固定したと考えられる。明治以降の変化は史料が乏しく、不明であるが、昭和三五

年（一九六〇）に六五戸となり、以降漸増して平成二年（一九九〇）には一三三戸に至る（以上、農業集落カードによる）。明治以降の戸数増加は農家分家によるものとされるが、近年は転入家も増加しつつある。ただし転入家増加は三ツ木の小区画に宅地造成されたことによるものであり、農業集落としての景観は、未だ保たれている。

生業は近年まで農業を主としてきた。ただし一九九五年現在の総農家数四三戸の内、専業農家は六軒に過ぎず、ほとんどが兼業農家である（農業集落カードによる）。市域一帯は台地上に位置し、畑作が主体となっている。三ツ木は市域では比較的水田の多い地域ではあるものの、やはり畑地の割合は大きい。

三ツ木は近世村と同一の範囲をもって現在まで継承されている。自治会としては三ツ木上および三ツ木下に区分されているものの、これは三ツ木の村組の区分を反映したものである。村組は上組・下組と呼ばれ、三ツ木地区を東西に二分した各々の範囲で編成されている。近世史料には村組の範囲を確認することはできぬものの、明治以降には道普請および用水整備の労働力を、村組毎に組織したことが確認される。また葬儀には同じ村組からは必ず参列する。

イッケの交際が行われる冠婚葬祭においては、村組以上に近隣組である組合が互助組織として機能した。組合は近世の五人組に由来すると聞くが、当地には五人組帳が残されておらず、これについては確認し得ない。なお二十年ほど前に組合に替わり、七戸を一組として家並み順に新たな近隣組が編成された。これは班と呼ばれ、冠婚葬祭などの互助組織として機能する。ただし組合の交際も平行して行われる場合も少なからず見られる。

冠婚葬祭等の互助において、より重視されているのは、イチドナリと呼ばれる家である。イチドナリはリョウドナリとも呼ばれ、二軒の隣家とイチドナリの関係が結ばれている。この二軒のイチドナリは、結納の際に証人として立ち会うほか、組合やイッケによる互助の中心的役割を果たす。さらに二軒のイチドナリの内一軒は、相伴の役割を担う。相伴は婚礼や葬儀の差配や、宴席・清めの席の進行役を務めるものとされる。

(二) 史料と近世概観

分析に使用する文書史料は現在、鶴ヶ島市教育委員会所蔵の三ツ木文書のうち慈眼寺が保管していたものである。三ツ木地区に現有する検地帳・名寄帳類はすべてこれに含まれるものの、近世前期の史料が比較的多く、中期以降のものは天保年間以前の記録と思われる名寄帳一点のみである。また近世における家成員の様相を明らかにしうる史料については天保四年（一八三三）切支丹宗門帳の一点のみである。

なお三ツ木に残る最古の文書史料は慶安元年（一六四八）「武州川越領三ツ木村御検地水帳」（七冊）であり、当地に現存する史料に、中世の三ツ木の姿を示すものはない。またそれ以前に検地が行われたという記録は残っていない。これは鶴ヶ島市内の他の旧村についても同様で、やはり残存する最古の検地帳は慶安元年のものである。また近隣旧村の村明細帳においてもそれ以前に検地が行われたことを示す史料はない。

慶安元年検地帳に記される三ツ木は現在の三ツ木地区とほぼ同一の範囲をもって一村として把握される。以降近世末まで三ツ木は分郷されることなく支配され、明治の三ツ木村へとつながる。近世期の生業形態については、慶安元年の検地帳では田一六町二反一畝一四歩、畑三六町八畝一九歩であり、畑作主体である。その後行われた新開地についての検地では明暦二年（一六五六）に田二畝二六歩、畑五町四反三畝二七歩の開墾が、寛文元年（一六六一）には田一五歩、畑一町一反二畝二三歩、寛文九年（一六六九）には畑四反一四歩、延宝七年（一六七九）には畑三畝一歩の開墾が確認されている。近世初期の開発では畑地を中心に開発が進み、近世前期でその開発もほぼ限界に達したと考えられる。

(三) 近世前期の土地分割

まず慶安元年に記録された名請人と名請地の関係を起点とし、それ以降の時代の史料を用いて、名請地の移動の様相を明らかにしてゆきたい。なお史料は前記した慶安元年検地帳のほか、寛文五年（一六六五）名寄帳（表紙欠）、元禄四年

(二六九二)「川越領三ツ木村田畑屋鋪野共名寄帳」を用いる^①。具体的には慶安検地帳の時点に記載された名請人とその名請地を次の時点の記録である寛文五年名寄帳時点の記載と比較し、土地の移動を把握し、さらに同一の作業を寛文五年名寄帳と元禄四年名寄帳との間においても行う。

なお、慶安元年検地帳には分附記載は見られない。他方、寛文五年名寄帳については分附記載が見られる。ただし、ここでの分附記載は支配従属の関係を反映したものではないと考えられる。これについては後述する。

検地帳から名寄帳時点への継承関係を把握する上で、この分附記載は一つの指標となる。というのは、分附主の名はすべて慶安元年検地帳の名請人となっているからである。また慶安元年と寛文五年の名請人が一致する場合もあり、これも継承関係の把握の指標となる。しかし本稿ではすべての名請人の継承関係を、筆地の同定作業によって把握することとした。というのは分附記載がなく、さらに双方の名請人名に一致する名が見られぬ場合が少なくないからであり、このようなケースでは筆地の同定作業によってのみ継承関係が把握可能となるからである。この作業をさらに寛文五年名寄帳と元禄四年名寄帳の二つの史料についても行い、近世前期の名請人の継承関係を全村的に明らかにした。

以上の作業の結果、まず指摘できる特徴は無屋敷の名請人が少なくないことである。しかし、その多くが一町前後の田畑を名請しているものであり、経営規模だけを考えるならば再生産が可能であったと見ることができよう。関東においてははいわゆる小農自立^②は、屋敷地保有農民として現れるものとされ、無屋敷名請人は零細農民とする見解がある中で、この事例をどのように理解すべきであろうか。

三ツ木には当時の居住形態などを知り得る史料は現存しない。したがって無屋敷農民がどのような居住形態をとっていたのかを知るすべはない。しかし無屋敷であっても、経営規模を維持しているものが少なくない。例えば慶安元年の六左衛門は慶安元年において田地一反六畝一八歩、畑地四反三畝一六歩、無屋敷であった。これらの筆地は元禄四年の八郎兵衛に継承され、無屋敷ではあるが、田地二反三畝三歩、畑地五反五畝二七歩となっている。当初の登録地を維持し、新開地や他の名請人の土地を加えているのである。こうした傾向は他の無屋敷名請人においても認められるものであり、無屋

敷農民といえども自立した経営体として存在し、筆地を維持していたものと理解することができよう。

次に特徴としてあげられるのは、多くの土地分割が見受けられることである。従来の研究で農民の相続形態は分割相続が支配的な形態であつたとされるが、この事例も分割相続が行われてきたことを反映したもの¹⁴と推定される。ただし、ここで確認される分割が、相続によるものであるか否かは不明である。また当地にはこの点を明らかにし得る史料は存在しない。しかし分割の割合に偏りは少なく、これによつて支配・従属の関係は成立しなかつたと考えられる。分割の割合が近い場合とそうでない場合には、論理的には異なる関係が生じるであろうことも軽視できない¹⁵。しかし、それがいかなる関係であつたのかを明らかにする史料も残念ながら当地には存在しない。またこうした事例は少数であり、寛文五年までの傾向と同じく、分割の割合については大きく違わないことが一般的であると見ることができよう。

この傾向は先に示した分附記載の付された例についても同様である。例えば慶安元年四郎兵衛の名請地は田地一町一反五畝三步、畑地一町七反九畝九歩、屋敷地七畝歩であつた。これが寛文五年に左右衛門と四郎兵衛分善兵衛に分割されている。左右衛門は田地七反九畝二五歩、畑地一町四反四畝一二歩、屋敷地三畝一五歩である。一方の四郎兵衛分善兵衛は田地五反六畝七歩、畑地一町四反二歩、屋敷地三畝一五歩である。この例に限らず、分附記載の有無に限らず、分割される土地は比較的近い面積である。したがつて当地の分附記載は、支配従属の関係を反映したものではないと考えられる。以上見てきたように、土地分割のあり方について均等な分割は認められない。しかし傾向としては近世前期を通じて比較的近い規模で分割してゆくことが一般的であつたといえる。ところでこのような傾向をもつた分割の結果として、いかなる社会関係が展開したであろうか。同地区にはこの点を示す史料は残されておらず、当時の社会関係を実証的に検討することはできない。そこで現在の民俗との関連において検討してみたい。

(四) 現在の社会関係との関連

これまで見てきた慶安元年から元禄四年にかけての土地分割は、現在の民俗として何らかの形で伝承されているであろう

表 - 1 近世前期の名請人と現世帯の継承関係

慶安元年 (1648)			寛文五年 (1665)			元禄四年 (1691)			現世帯
名請人	地目	反・畝・歩	名請人	地目	反・畝・歩	名請人	地目	反・畝・歩	
仁左衛門	田	8.3.14	仁左衛門 [33.5%]	田	3.4.21	武右衛門	田	2.7.25	①
	畑	33.8.4		畑	10.7.19		畑	9.9.13	
	屋敷	3.0		屋敷	3.0		屋敷	2.0	
			喜左衛門 (仁左衛門分) [21.1%]	田 畑 屋敷	1.1.22 7.8.5 無	門左衛門	田 畑 屋敷	2.1.22 7.8.5 無	
			吉左衛門 (仁左衛門分) [22.1%]	田 畑 屋敷	2.2.0 7.2.2 無	吉左衛門	田 畑 屋敷	2.2.0 7.3.2 1.0	②
			源左衛門 (仁左衛門分) [23.3%]	田 畑 屋敷	1.9.8 7.9.26 無	源左衛門	田 畑 屋敷	4.1.10 10.4.15 無	③

- ・畑合は屋敷地を含む。
- ・()内は分附主。
- ・[]内は分割を経た名請人の名請地(田畑)の割合を示す。

うか。次にこの点について検討を進めることにする。これまで見たように、この時期の三ツ木は土地分割によって名請人数が増加してきた。そこでまずは分割によって成立した名請人の単位が現在の家へ結びつく事例を示し、現在の民俗との関連を見つめることにする。

元禄四年時点の経営単位を現在の家に結びつけるための作業として行ったのは、元禄四年名寄帳の筆地の継承関係を、三ツ木文書(慈眼寺保管)中の「古名寄帳」に記載された名請人と結びつける作業である。「古名寄帳」は天保期以前の史料と推定されるものであるが、元禄からかなり経過しているうえ、本史料が畑および屋敷地のみを記載したものであることもあり、その継承関係を確認できた家は半数程度となった。さらに天保期の名請人と現在の世帯を結びつける上で、各家の祖名や屋敷の配置を参考とした。¹⁶⁾

ここでは慶安元年仁左衛門から展開した名請人について見てみよう。この例では元禄四年門左衛門をのぞき、現在どの家に当たるのかを把握可能であった(表・1参照)。まずは福田によって検討された地親類のごとく、分割を経た家相互の関係概念が存在するか否かについてであるが、ここに示した①、②、③の家々相互には地親類に類する関係概念も特別なつき合いも見

られない。また地親類が超世代的に婚礼や葬儀の際に重要な役割を果たすものとされるのに対して、これらの家々はそうした役割を超世代的に果たすような関係を結んでいるわけでもない。前述したように三ツ木では婚礼や葬儀の席において差配をするというお相伴の役割が重責であるとされるが、これはリョウドナリもしくはイチドナリと呼ばれ、隣り合う家のいづれかが担うものとされる。互助的關係として最も重視される役割は、土地分割とは直接関連していないのである。

ここに示した例に限らず、当地では近世前期を通じて土地を分割した家同士には、それを示す關係概念はなく、超世代的に固定されるようなつき合いの仕方も見られない。三ツ木では地親類に比類すべき言葉はいっさい聞かれなかったのである。またこれらの家々には土地を分割したという話自体も伝承されていない。さらにこの三軒は同姓（新井姓）ではあるが、これらの家々には本分家の系譜關係はもとより、何らの系譜認識も伝承されていない。この点についてもここに示した事例に限らず、一般的に認められることである。土地を分割したという伝承が伴わないのであるから、本家分家という上下・主従の系譜のみならず、そもそも系譜認識自体がないのである。

現在の民俗に土地分割の伝承が伴っていないとはいえず、分割の当初からその家同士に何らの關係もなかったとはいえない。しかし過去のある時点において、土地を分かち合った家同士の關係や、本分家認識を含む系譜という知識が大きな意味を有していなかったとはいえるであろう。

三 土地分割とイツケ

(一) 近世前期土地分割とイツケの関連

次にここまで見てきた家の創設過程が現在のイツケといかなる關係にあるのかを検討してゆく。前述のごとく、当地ではイツケを同姓に限定する場合と、異姓を含める場合の二通りの説明が聞かれる。本稿では同姓の家々に注目して、その

関係の性格を見てゆく。イツケとして共同祭祀や共に行事を行う機会はなく、農業などにおいて生産互助の組織として機能することもなく、また共有財産なども有していない。当地ではイツケが活動するのは葬儀や婚礼の席での手伝いおよび客として出席するときのみである。このような機会にはイツケは夫婦二人が手伝いとして参加する。ただし手伝いについては組合が主な働き手であり、イツケはその補助的な役割を果たすものとされる。また客として宴席に座る際は親戚としては一番末席であり、組合と同等である。交際に際して持参する現金についても組合と同等であった。ただし現在では組合より多い金額となっている例も聞かれる。

ここでは前出表 1 の慶安元年仁左衛門から展開した名請人に当たる現在の家々と、イツケとの関連について見てゆく。①家において昭和六二年に行われた葬儀の際、イツケとしてつき合いをしたのは②、③の他に三軒の新井姓の家々(仮に④、⑤、⑥とする)である。①家を含めてこれらの家々は同姓であるが、④、⑤、⑥の家々についても他の家々と同様に系譜関係は明確に認知されていない。

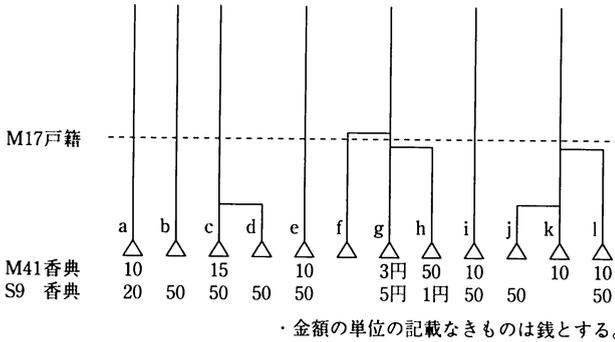
これらの家々が葬儀の際に持参した香典は⑥家が二万円、他の家々が一万円であった。⑥家のみ金額が多いのは、隣であるということに加え、①家で⑥家の世話をしていたことがあるから、ということであった。なお血縁者は三万円程度、一番高い金額を持参するとされる嫁の実家は五万円を持参し、組合に替わって編成された班は一律五千元を持参した。イツケのつき合い関係は血縁者に比して金額が少なく、なおかつ対等なものといえる。

①、②、③については先に触れたとおり土地の分割を経た家々であるが、④、⑤、⑥については近世の名請人との継承関係を明らかにしえなかった。しかしここで確認された範囲では、近世前期の土地分割を経た家々については、すべてイツケに含まれているのである。近世前期の土地分割は現在のイツケ関係を規定する大きな要因であるということができよう。

さらに先に示したように、イツケに含まれる家々には本分家の系譜に限らず系譜的關係自体についての認識は皆無に等しいのである。系譜関係が初葬の段階から見られなかったのか否かについては決しがたい。しかしこの例に限らず近世か

ら続くとされる家々の間の系譜関係は、伝承されていないことがほとんどであるから、やはり系譜関係が大きな意義を有してこなかったと見るべきであろう。

(二) 明治以降の分家とイツケ



図・1 イツケに含まれる本分家関係と葬儀における交際 (中里姓)

ここまで見てきたイツケの例は、近世前期の土地分割によって創設された家によって構成されたものであった。しかし当地のイツケには明治に入ってからの家を含むものも見られる。図・1は中里姓の家々を例として、同じイツケとされる家の系譜関係を示したものである。先の例に比べると系譜関係が明確な家も多いが、これは明治以降の分家に限ったことである。近世より続く家々の関係はこれまで見てきた事例と同じ手法で同定した(表・2参照)。これまで見てきた事例と同様、やはり現在の家々には明確な本分家の系譜関係は伝承されていない。

明治以降の分家がどの程度の土地を分割されて創設されたのかを示す史料として明治十三年(一八八〇)の「田反別地価租金寄附帳」、「宅地畑地反別地価租金寄附帳」、「林反別地価租金寄附帳」(共に慈眼寺保管分三ツ木文書)がある。表・3は明治一三年当時のf、g両家の土地所有状況とその割合を示したものである。g家からf家が分家したとされる時期については明確ではないが、前出の「古名寄帳」の名請人としては記載されていないものの、後筆にf家の初代とされる人物の名が見られる。f家は明治一七年の「戸籍簿」には記載されているから、この間に家が創設され、土地が分与されたものと思われる。

表・3を一見して明らかなように、g家の土地はすべての地目についてf家お

表-2 近世前期の名請人と現世帯の継承関係2

慶安元年 (1648)			寛文五年 (1665)			元禄四年 (1691)			現世帯		
名請人	地目	反・畝・歩	名請人	地目	反・畝・歩	名請人	地目	反・畝・歩			
四郎兵衛	田	11.5.3	左右衛門 [53.3%]	田	7.9.25	茂兵衛	田	6.2.3	i		
	畑	17.9.9		畑	14.4.12		畑	10.3.2			
	屋敷	7.0		屋敷	3.15		屋敷	3.15			
			善兵衛 (四郎兵衛分) [46.7%]	田	5.6.7	孫兵衛 [42.2%]	田	4.5.20	k		
				畑	14.0.2		畑	8.7.13			
				屋敷	3.15		屋敷	3.15			
						七兵衛 [57.8%]	田	4.8.11			
							畑	13.3.24		畑	13.3.24
							屋敷	3.6		屋敷	3.6
八右衛門	田	9.1.20	八左衛門 (八右衛門分) [39.5%]	田	3.2.19	八左衛門	田	3.8.25	a, b, c		
	畑	20.1.15		畑	11.9.1		畑	11.5.28			
	屋敷	6.6		屋敷	6.6		屋敷	3.3			
			左衛門 (八右衛門分) [35.3%]	田	3.2.5	八右衛門	田	3.8.16			
				畑	10.3.9		畑	9.2.9			
				屋敷	無		屋敷	無			
			清兵衛 (八右衛門分) [25.2%]	田	2.6.8	清兵衛	田	3.2.4			
				畑	7.0.16		畑	7.3.19			
				屋敷	無		屋敷	3.3			
兵部	田	8.8.5	兵部	田	10.5.16	伊兵衛	田	14.3.5	e		
	畑	15.1.10		畑	38.3.6		畑	51.0.26			
	屋敷	8.3		屋敷	8.3		屋敷	1.5.16			
			市兵衛	田	無	与兵衛	田	無	g		
				畑	1.1.19		畑	1.3.7			
				屋敷	4.10		屋敷	4.10			

- ・畑合は屋敷地を含む。
- ・()内は分附主。
- ・[]内は分割を経た名請人の名請地(田畑)の割合を示す。

よそ四分の一程度を所有している。明治以降の家々のこの時期の分家の多くは、g家のような土地分割を経て形成されたものと思われる。当地では分家は本家の土地の三分の一程度を分割されるのが一般的であると説明されるが、これはこの時期の分割のあり方をさしているであろう。

図-1の系譜の下に明治四一年および昭和九年のf家での葬儀の際にイツケの家々が持参した香典の金額を記した。g家は本家であるから、そしてh家は本家を同じくするマタワカレだからとい

表 - 3 f・g 家の土地保有割合 (明治 13 年)

	地目	町.反.畝.步	割合
f 家	林	2.0.5.9	21%
	畑	7.5.8	25.3%
	田	5.6.20	24.8%
	宅地	7.8	27.3%
	計	3.4.4.15	22.5%
g 家	林	7.7.4.15	79%
	畑	2.2.2.1	74.7%
	田	1.7.2.7	75.2%
	宅地	1.9.10	72.3%
	計	11.8.8.3	77.5%

・割合は地目毎の合計を 100%とした。

の負担が多い等の理由から、直接の分家およびマタワカレなどには、近世からの家も明治以降に創設された家も、同等のツキアイをする上では、近世からの家も明治以降に創設された家も、同等のツキアイをするのである。明治以降の分家が、葬儀を行う家と本分家の系譜関係で結ばれておらずとも、イツケとして交際に加わるといふ例は、本事例の中里姓の家々に最も顕著である。他の姓では交際では、本事例に限らず系譜的に繋がりのない分家が、イツケの交際に加わる事例が認められる。本分家の系譜関係を伝承せぬ家々と、本分家の系譜関係に規定された家々がともに対等な存在として、一定の機能を果たすことが、当地におけるイツケの特徴であるといえよう。

四 結 語

近世前期の土地分割のあり方を、明治以降から現在までの史料及び民俗との関連でこれまで検討してきた結果をまとめてみたい。

まず当地では近世前期においては、厳密な均等分割という形式は認められないものの、比較的近い規模の土地を分割して、新たな生産の単位を創設していった。このような土地分割からは上下・主従の関係は生じにくいと考えられるが、近世前期にどのような関係が結ばれていたのかは明らかではない。またこの土地分割は相続によるものと推測されるが、その点についても明らかにはし得なかった。

しかしこうした分割によって新たに生じた経営単位は現在の家々に継承されており、その家同士の間には近世期の分割との関連で考察した。その結果明らかになったのは第一に、分割を経た家同士の間には特別な関係概念は認められなかったことである。福田や上野が指摘する、分割相続によって生じた家同士の関係が、現在の民俗において関係概念として継承される事例に類するものは、当地においては見られないのである。

第二に挙げられるのはそのような家相互には、何らの系譜関係も認められなかったことである。上下・主従の意味内容をともなう本分家の系譜関係は言うに及ばず、家同士が分割を経ているという事実すら伝承されていないのである。分割当初については明らかではないものの、ある時代以降、系譜関係が意味を有してこなかったためと考えられる。

第三番目は近世前期の分割相続と現在のイッケとの関連である。系譜関係を伴わないとはいえ、分割を経た家同士は、現在イッケとして交際しているのである。もちろん同じイッケではあるが近世前期に分割を経た家同士には系譜関係は伝承されていない。しかし現在のイッケは近世前期の土地の分割を基礎としているといえるのである。

以上の諸点をふまえるならば、当地のイッケは同族もしくは本分家の系譜関係に即して理解することはできないものといえる。とくに近世前期の土地分割を経た家々の関係については、上下・主従の意味内容を持つ本分家の系譜関係のみならず、土地分割の結果としての系譜関係も伝えていない。すなわち同族概念の意味内容とは大きく異なるものなのである。一方、明治以降の土地の分割は全く異なる様相を呈していた。土地の分与は三分の一程度とすることが一般的とされ、

家相互の関係は本分家という上下・主従の系譜関係によって明確に規定されている。しかし注目したいのは、明治以降に創設された家々も、近世前期に土地分割を経た家々のイッケに含まれ、同じ交際をするという点である。これは単に異な

る時代に創設された家が含まれるというだけのことではない。近世前期からの家々の関係は現在では系譜関係を伴わず、対等な関係を結ぶ民俗へとつながった。それに対して明治以降の家々は本分家の系譜を伴い、その関係も本分家の系譜に規定されたものである。当地のイツケにおいては現時点において性格の異なる二つの関係のあり方が並立しており、その上で同じくイツケとして交際をしていると考えることができる。

本稿の事例と同様の土地分割は近世前期に広く認められたと考えられる。したがって当地のイツケに限らず、埼玉県内のイツケの事例を単に本分家の系譜関係や同族の概念によって理解することには問題があるであろう。たしかに現在の民俗において本分家の概念は認められる。しかしその概念を敷衍し、過去から現在まで本分家の関係が連なることでイツケが構成されているとすることはできない。イツケには近世前期の土地分割を経た家々が含まれているのであり、それをふまえず現在の聞き書き資料のみから同族や本分家について超世代的なモデルを構築することには限界があるといえる。

しかしこれまでは聞き書き資料を用い、通説を当てはめて理解する研究が少なかつた。たしかに研究対象を民俗もしくは伝承として、超世代的なものとみることが民俗学の一般的な理解であり、過去の民俗を現在の調査から得られる資料によって再構成することは当然のことである。けれども聞き書き資料によって得られる超世代的なモデルが常に正しいとは限らないのであり、それを検証することも行われる必要がある。当地でもイツケを本分家の系譜関係との関連で説明されることは一般的であり、それは明治期以降に創設された家々については、その説明によって構成したモデルから理解できるであろう。しかしこれをそれ以前に創設された家々にまで当てはめることはできないのである。本稿ではそれを歴史史料をとおして検証することを試みた。

ただし本稿ではその試みは必ずしも成功しなかつた。現時点では近世前期の土地の分割によって生じた家同士の関係は、現在の民俗において一定の傾向を有した民俗となっており、それは明治以降の分家によって生じた民俗とは異なるものであることは明らかにし得たといえる。しかし近世前期の分割によって生じた関係が、その時点でどのようなものだったのか、さらにはそれが現在の民俗とどのように結びついているのかを明らかにしてゆくことが今後の課題として残されている。

る。それによつて、現在の民俗の性格が近世前期当時の性格を保持してきたものか否かについて明らかにしたい。

注

(1) 有賀は「本家と同等の力を持つ場合でも、本家は系譜的本源であるから、本家へ何らかに従属する傾向は免れ」ないとする。よつに、系譜関係と分家の「従属」傾向の関連性を認めている。「有賀 一九七一 二五」。一方喜多野は親方子方慣行に見られる支配従属の關係と本分家間の系譜關係を區別し、本分家の間に系譜關係が相互認知され、分家が本家の持つ系譜の本源であるという權威に服属すること自体で「上下關係」が生じるとする。「喜多野 一七七〜一九〇」。經濟的に依存せず、系譜關係のみが承認されるものを有賀は主従關係に類する「従属」、喜多野は「上下」と位置づけている。本稿では何れの用語が適當であるかの見解を提示し得ないので単に上下・主従と並列して示す。

(2) 大竹秀男は、近世前期には分割相続が支配的相続形態をなしたとみられる村々が多いとし、「本分家への田畑分与額が均等にちかく」、「本・分家の經營が分離され、分家もそれ自身独立の經營單位を成し、その再生産を本家に依存する程度合いはほとんどなく、あつてもきわめて小さかつたと考えられる」とする。なお、系譜關係については「本家と分家という名目に全然差別意識が附着しなかつたとはいえないかもしれぬ」が「族父制的支配の單位たる性格はみとめがたい」。「大竹 一九六二 一〇〇」としている。

(3) 大島真理夫「近世初期の屋敷地共住集團と中後期の本家分家集團」を参照。

(4) 森謙二は茨城県久慈郡における近世初期に大家族が崩壊する過程において、当地には同族集團が形成されなかつた要因として、隱居分家が行われたため、同族的な支配従属關係および系譜關係が不明瞭となつたとしている。「森 一九八〇 二五〇」。また福田アジオは南関東の地親類の分析をとおして、均等分割によつて成立した家同士の關係には近世から現在を通して支配従属の關係は見られないものとし、さらに初発の段階から本分家という意識は見られなかつたとの見解を示している。「福田 一九八六」。

(5) ここでの平山の見解は及川宏が記した信州諏訪郡塚原村（現長野県茅野市塚原）の事例「及川 一九六七」について述べたものである。

- (6) 地親類については福田前掲書を、ジミョウについては福田「近世前期南関東における分割相続と家——武蔵国久良岐郡永田村——」を参照のこと。
- (7) いわゆる小農自立論においては、主なコースとして下人の自立が想定されてきた「佐々木 一九五八、安良城 一九六四」。本稿では当地における近世前期の土地分割を相続によるものと断定できない以上、下人の自立によって分割が行われたという可能性も否定し得ない。
- (8) 異姓を含めてイツケとする事例として、埼玉県内では渡辺「一九八三」、斎藤「一九八八」に若干の報告が見られる。
- (9) 本稿で用いた調査資料の一部は、筆者が鶴ヶ島町史編さん事業に参加した際に得たものである。
- (10) 三ツ木文書（慈眼寺保管）の「明治四十、四十一年 堰張 藻刈 道普請人足控帳」など。
- (11) 以上の史料は「鶴ヶ島町史 近世資料編Ⅱ」に収録されている。
- (12) 元禄四年名寄帳については一例をのぞき、分附記載は見られない。
- (13) 佐々木潤之介は「関東においては典型的にみられるごとく、従来の分付百姓——その本質は名田小作百姓——が、その分付地（名田小作地）の名請人として、——分付関係を排して——登場するし、また「小農」が、一般的に屋敷保有農民として登場する」[佐々木 一九六三 二二一]としている。
- (14) 当地では、地目品等の構成がそろい、かつ筆地が隣接したり、高を揃えるというような、均等分割の例は見うけられない。高を均等に揃える分割相続の例については中野達哉「近世前期村落における分家創出と「高」」において論じられている。
- (15) 大竹秀男は近世期に「本分家仲間型」と「本家支配型」の二つの同族関係が展開したとする。「本分家仲間型」とは本・分家への田畑分与額が均等にちかく、本・分家の経営が分離され、分家もそれ自身独立の経営単位をなし、再生産を本家に依存する度合いはほとんどないか、きわめて小さい場合に成立するとした。一方「本家支配型」はそれ自身独立可能な経済力をもたず、生活再生産を本家に依存し、本家手作経営の労働組織の一環としてあるとした。さらに信州筑摩郡上西条村（現長野県塩尻市上西条）の寛政五年（一七九三）の史料を用い、この二つの同族関係が併存しうると指摘している[大竹 一九六二 九八〜一〇一]。

(16) 主に天保四年(一八三三)「切支丹宗門帳」および、明治一七年(二八八四)「戸籍簿」を用いた。双方ともに三ツ木文書(慈眼寺保管)。

(17) 近年分家した家については中里の姓の家でも、負担になるとの理由からイツケとしての交際は行われないとされる。

参考文献

安良城盛昭 一九六四 「幕藩体制社会の成立と構造」増補版 御茶ノ水書房

有賀喜左衛門 一九七一 「同族と親族」『有賀喜左衛門著作集X 同族と村落』一九七一 一五〇六六(初出)『日本民俗学

のために』第二輯 民間伝承の会 一九四四)

上野和男 一九九七 「同族と親類」『講座日本の民俗学3 社会の民俗』雄山閣出版 九七〇一〇

及川 宏 一九六七 「信州諏訪塚原村に於ける分家について——所謂末子相続の一例として——」『同族組織と村落生活』未

来社 一〇五〇二二八(初出 一九三八)

大島真理夫 一九八四 「近世初期の屋敷地共住集団と中後期の本家分家集団」『歴史評論』四一六 二七〇三六

大竹秀男 一九六二 「封建社会の農民家族」創文社

景山正美 一九九一 「親族と交際」『富士見市史 資料編7 民俗』富士見市教育委員会 六七〇七五

蒲生正男 一九七八 蒲生正男「増訂・日本人の生活構造序説」ペリかん社

喜多野清一 一九五一 「同族組織と封建遺制」『封建遺制』日本人文科学会編 有斐閣 一七五〇一九五

斎藤修平 一九八八 「家族と親族」『新編埼玉県史 別編1 民俗1』八九〇一〇九

佐々木潤之介 一九五八 「幕藩体制下の農業構造と村方地主」『日本地主制史研究』古島敏雄編 岩波書店 五一〇一三九

所収

一九六三 「近世農村の成立」『岩波講座日本歴史10 近世(2)』岩波書店 一六五〇二二一

鶴ヶ島町史編さん室編 一九八三 「鶴ヶ島町史 近世資料編II」鶴ヶ島町

一九八四 「鶴ヶ島町史 近世資料編III」鶴ヶ島町

- 中込睦子 一九八三 「親族と交際」『和光市史 民俗編』和光市 九三～一四〇
- 中野達哉 一九九〇 「近世前期村落における分家創出と「高」」『地方史研究』二三〇 四～二九
- 長谷川善計 一九八二 「同族団の初源的形態と二つの家系譜(上)」『有賀喜左衛門の同族団理論の再検討』『神戸大学文学部紀要』九 一～三六
- 平山和彦 一九七六 「親族と同族——研究史と課題をめぐる覚え書」『日本民俗学講座5 社会伝承』竹田旦編 朝倉書店 七〇～一三三
- 福田アジオ 一九八五 「近世前期南関東における分割相続と家——武蔵国久良岐郡永田村——」『国立歴史民俗博物館研究報告 第6集』国立歴史民俗博物館 一一三～一七二
- 一九八六 「近世前期南関東における家の成立と地親類——武蔵国多摩郡連光寺村——」『国立歴史民俗博物館研究報告 第11集』国立歴史民俗博物館 一〇七～一六五
- 宮川 満 一九五七 「太閤検地論II」御茶の水書房
- 森 謙二 一九八〇 「北関東地方の一村落における隠居制と相続制——茨城県久慈郡美里村折橋の事例を中心として——」『家族史研究1 家族史研究の課題』大月書店 二一八～二五一
- 渡辺千佳子 一九八三 「社会構成」『戸田市史 民俗編』戸田市 一～七九